

【令和4年度版】周南市組合等消費喚起活動支援補助金に関する Q & A

(このQ&Aは、随時更新する予定です。市HPでご確認ください。)

Q1：誰が申請できるのか？

A1：同業種の事業者で構成された組合などの「団体」です。

	区分	団体
1	経済団体	ア) 徳山商工会議所 イ) 新南陽商工会議所 ウ) 熊毛町商工会 エ) 鹿野町商工会 オ) 都濃商工会 カ) 周南観光コンベンション協会
2	組合	ア) 周南料飲組合 イ) 周南西料飲組合 ウ) 徳山旅館組合 エ) 湯野温泉旅館組合 オ) 湯野温泉事業協同組合 カ) 山口県美容業生活衛生同業組合
3	共助団体	以下の全てに該当する団体 ア) 市内に本拠がある。 イ) 主たる構成員が同業種の事業者である。 ウ) 構成員の共助を目的としている。 エ) 法人格又は規約を有している。 オ) 1年以上の活動実績がある。

Q2：いつまでに申請しないといけないのか？

事後申請はできるのか？

A2：事業実施日の2週間前までに申請をしてください。

交付決定日以降の経費が補助対象です。事後の申請はできません。

例) 「〇〇組合◎◎キャンペーン 令和4年6月1日(水)開始」の場合

申請期限 : 5月18日(水) 2週間前
 交付決定 : 5月24日(火) 交付決定は、申請日の約1週間後
 補助対象 : 5月24日(火) 以降の経費
 記者発表 : 5月25日(水) 1週間前
 事業実施 : 6月1日(水) から

※補助要件の1つに、1週間前までの「記者発表」があります。

Q 3 : チラシに「事業実施の1週間前までに記者発表を行うこと」とあるが？

A 3 : 市役所にマスコミへの連絡BOXがあります。

記者発表資料（チラシなど）を30部、商工振興課へ提出してください。
商工振興課において、連絡BOXへ投げ込みます。
決まった様式はありませんが、下記の「注意点」をご参照ください。
疑問点などあれば、商工振興課（0834-22-8819）へご相談ください。

注意点

- ・極力、A4サイズ1枚にまとめてください。
- ・2枚になる時は、両面印刷（紙は1枚）にしてください。
- ・3枚以上になる場合は、ホッチキスで確実に綴じてください。
- ・以下の項目は、必ず記載してください。
 - ①タイトル
 - ②趣旨
 - ③日時
 - ④会場
 - ⑤参加方法
 - ⑥感染対策を講じている旨
 - ⑦「周南市組合等消費喚起活動支援補助金活用事業」
（大きく表記する必要はありません）
 - ⑧主催者（主催団体名）
 - ⑨電話番号（問い合わせ先）

Q 4 : チラシに「複数回に分けて申請できます」とあるが？

A 4 : 1つの団体につき、200万円が上限額となります。

200万円の上限内であれば、再申請をすることができます。

例1) 1つ目の事業を実施中に、2つ目の申請を行う場合
申請1 : 6月事業 交付決定額100万円
申請2 : 8月事業 交付決定額100万円

例2) 1つ目の事業の実績報告後に、2つ目の申請を行う場合
申請1 : 6月事業 交付決定額 60万円
 " 実績報告額 50万円
 " 交付決定額 50万円
申請2 : 9月事業 補助申請額150万円

注意点

実績報告後の交付決定額は、交付決定額が上限になります。

- ・交付決定額60万円 → 実績額70万円 → 交付決定額60万円
- ・交付決定額60万円 → 実績額50万円 → 交付決定額50万円

Q 5 : チラシに「補助対象外：消費額の20%を超える消費者還元費用」とあるが？

A 5 : 景品代や割引費用などの消費者還元費用の補助の対象範囲です。
20%を超える部分については、各団体の自主財源での対応となります。
判断が難しい場合は、商工振興課（0834-22-8819）へご相談ください。

例1) 1,000円のお買い物に対して、300円相当の景品を配る場合
200円までが補助対象、100円は自主財源

※「1,000円以上のレシートに対する景品」といった
消費額が確定しない場合は、下限額の20%が補助対象額になります。
この場合、下限額は1,000円のため、景品の補助対象は200円

例2) 1,000円のお買い物に対して、100円相当の景品を配る場合
100円全額が補助対象

例3) 10,000円相当の商品引換券を、8,000円で販売する場合
1,600円までが補助対象、400円は自主財源

例4) 15,000円相当の商品引換券を、10,000円で販売する場合
2,000円までが補助対象、3,000円は自主財源

例5) 12,000円相当の商品引換券を、10,000円で販売する場合
2,000円全額が補助対象

例6) 11,000円相当の商品引換券を、10,000円で販売する場合
1,000円全額が補助対象

Q 6 : 令和3年度にこの補助金の交付を受けたが、令和4年度は申請できるのか？

A 6 : 申請できます。
令和4年度の補助制度のため、上限額には令和3年度交付額は含みません。

Q 7 : 令和3年度の補助制度で、定款を提出しているが、再提出が必要か？

A 7 : 変更が無い場合、定款などの設立に関する資料の再提出は不要です。
事業計画書、収支予算書など、年度更新される資料は提出してください。
商工振興課以外の部署に提出されている場合は、再提出してください。